

羽村市告示第 136号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条に基づき住民実態調査を行った結果、別紙住所に居住していない事実を確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項により、令和8年9月7日付けで住民票を職権消除した。

この旨の通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令第12条第4項及び羽村市住民実態調査要綱（昭和57年羽住発第7464号）第10条第3号の規定に基づき下記のとおり告示する。

令和8年9月11日

羽村市長 橋 本 弘 山



記

- 1 通知すべき書類の名称 職権記載等通知書
- 2 通知を受け取るべき者の氏名及び住所 別紙のとおり

職権消除対象者リスト

	氏名	住所
1	小泉 光生	羽村市緑ヶ丘五丁目2番地3 スパツィオ501
2	時任 和弘	羽村市小作台三丁目15番地14
3	渡辺 将馬	羽村市羽加美一丁目11番地2 第2ロイヤルパレス田村209
4	城 聖一	羽村市川崎三丁目10番4号 グランデール202